

ふじみ野市立子育て支援センター条例新旧対照表

改正案	現行														
（名称及び位置） 第2条 センターの名称及び位置は、次のとおりとする。 <table> <tr> <th>名称</th><th>位置</th></tr> <tr> <td>ふじみ野市立上野台子育て支援センタ ー</td><td>ふじみ野市上野台一丁目1番1号</td></tr> <tr> <td>ふじみ野市立大井子育て支援センター</td><td>ふじみ野市市沢二丁目5番36号</td></tr> </table> （休館日） 第4条 （略） 2 <u>前項の規定にかかわらず、市長がセンターの管理上必要と認めるときは、臨時に休館日を定め、又は休館日に開館することができる。</u> （利用時間） 第5条 <u>センターの利用時間は、午前9時から午後4時30分までとする。</u> 2 （略）	名称	位置	ふじみ野市立上野台子育て支援センタ ー	ふじみ野市上野台一丁目1番1号	ふじみ野市立大井子育て支援センター	ふじみ野市市沢二丁目5番36号	（名称及び位置） 第2条 センターの名称及び位置は、次のとおりとする。 <table> <tr> <th>名称</th><th>位置</th></tr> <tr> <td>ふじみ野市立上野台子育て支援センタ ー</td><td>ふじみ野市上野台一丁目1番1号</td></tr> <tr> <td>ふじみ野市立霞ヶ丘子育て支援センタ ー</td><td>ふじみ野市霞ヶ丘一丁目5番5号</td></tr> <tr> <td>ふじみ野市立大井子育て支援センター</td><td>ふじみ野市市沢二丁目5番36号</td></tr> </table> （休館日） 第4条 （略） 2 <u>ふじみ野市立霞ヶ丘子育て支援センターは、前項に規定する休館日のほか、火曜日、水曜日及び金曜日を休館日とする。</u> 3 <u>前2項の規定にかかわらず、市長がセンターの管理上必要と認めるときは、臨時に休館日を定め、又は休館日に開館することができる。</u> （利用時間） 第5条 <u>センターの利用時間は、ふじみ野市立上野台子育て支援センター及びふじみ野市立大井子育て支援センターにあっては午前9時から午後4時30分まで、ふじみ野市立霞ヶ丘子育て支援センターにあっては午前9時30分から午後3時30分までとする。</u> 2 （略）	名称	位置	ふじみ野市立上野台子育て支援センタ ー	ふじみ野市上野台一丁目1番1号	ふじみ野市立霞ヶ丘子育て支援センタ ー	ふじみ野市霞ヶ丘一丁目5番5号	ふじみ野市立大井子育て支援センター	ふじみ野市市沢二丁目5番36号
名称	位置														
ふじみ野市立上野台子育て支援センタ ー	ふじみ野市上野台一丁目1番1号														
ふじみ野市立大井子育て支援センター	ふじみ野市市沢二丁目5番36号														
名称	位置														
ふじみ野市立上野台子育て支援センタ ー	ふじみ野市上野台一丁目1番1号														
ふじみ野市立霞ヶ丘子育て支援センタ ー	ふじみ野市霞ヶ丘一丁目5番5号														
ふじみ野市立大井子育て支援センター	ふじみ野市市沢二丁目5番36号														